

会議記録（1）

会議名称	令和4年度第1回北本市子どもの権利委員会
開会及び閉会日時	令和4年10月17日（月） 午後4時00分～午後6時00分
開催場所	北本市役所 委員会室2
議長氏名	委員長 森田 満理子
出席委員(者)氏名	森田 満理子、西川 達男、茂木 好、関野 友恵 新島 一彦、山田 裕也、吉田 伸吾、醍醐 隆 山内 公貴、須藤 叶夢
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也
事務局職員職氏名	福祉部長 中村 稔 福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也 （株）ジャパンインターナショナル総合研究所研究員 大塚 拓 （北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務委託業者）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 あいさつ</li> <li>4 自己紹介</li> <li>5 委員長、副委員長選出</li> <li>6 委員長、副委員長あいさつ</li> <li>7 諮問</li> <li>8 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の公開、非公開について</li> <li>(2) 諮問事項について</li> <li>(3) 「北本市子どもの権利委員会」について</li> <li>(4) 「北本市子どもの権利に関する条例」について</li> <li>(5) 市民意識・実態調査について</li> <li>(6) 今後のスケジュールについて</li> <li>(7) その他</li> </ol> </li> <li>9 閉会</li> </ol>

会議記録（1）

配布資料	<p>令和4年度第1回北本市子どもの権利委員会次第</p> <p>資料1 北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について （諮問）案</p> <p>資料2 北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業の概要</p> <p>資料3 北本市子どもの権利委員会について</p> <p>資料4 北本市子どもの権利に関する条例 説明資料</p> <p>資料5-1 北本市子どもの権利に関する行動計画策定に係る 市民意識・実態調査概要</p> <p>資料5-2 北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業 スケジュール</p> <p>資料6 北本市 子どもの権利に関する市民意識調査票案 （大人用、高校生相当年齢用、中学生用、小学生用）</p> <p>参考資料1 北本市子どもの権利に関する条例</p> <p>参考資料2 北本市子どもの権利に関する条例施行規則</p> <p>参考資料3 令和4年度北本市子どもの権利委員会委員名簿</p> <p>子ども関係施設・団体等に対するヒアリング調査 実施概要</p>
------	--

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p>
市長	<p>【三宮市長から委嘱状を交付】</p> <p>3 あいさつ</p>
市長	<p>【三宮市長あいさつ】</p> <p>4 自己紹介</p>
各委員	<p>【各委員自己紹介】</p> <p>5 委員長、副委員長選出</p> <p>【北本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条に基づき、委員の互選により選出】 委員長は森田委員、副委員長は西川委員に決定。</p> <p>6 委員長、副委員長あいさつ</p> <p>【森田委員長、西川副委員長あいさつ】</p> <p>7 諮問</p>
市長	<p>三宮市長から森田委員長へ、北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について諮問。</p> <p>8 議題</p>
事務局	<p>議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。</p>
森田委員長	<p>それでは、議事を進行させていただきます。議題（１）会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により会議の公開・非公開については、その会議の長が会議に諮って決定するとされております。本委員会は、「地方自治法第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関」でございますので、この会議の公開の可否についても、委員長より会議に諮っていただき、公開・非公開について決定していただきたいと思っております。</p>
森田委員長	<p>ただ今、事務局から説明がありました会議の公開について、委員の皆様にお諮りいたします。この会議について、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」に基づき、会議を公開することとしてよろしいか。あるいは、非公開にしたほうがよろしいか。いかがでしょうか。</p>
森田委員長	<p>特にご意見がなければ、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとして議題に進みます。 議題（２）諮問事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（２）（３）が関連するため、まとめて説明したいのですが、よろしいでしょうか。</p>
森田委員長	<p>了承。</p>
事務局	<p>それでは、議題（２）諮問事項について、（３）「北本市子どもの権利委員会」について、説明いたします。</p> <p>&lt;資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について（諮問）【写し】</li> <li>・資料2 北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業の概要</li> <li>・資料3 北本市子どもの権利委員会について</li> </ul>
森田委員長	<p>説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。</p> <p>（特になし）</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
森田委員長	続いて、議題（４）北本市子どもの権利に関する条例」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議題（４）北本市子どもの権利に関する条例」について、（３）「北本市子どもの権利委員会」について、説明いたします。</p> <p>&lt;資料&gt; ・資料４ 北本市子どもの権利に関する条例説明資料</p>
森田委員長	説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。
茂木委員	４８頁の「相談・救済等の申立ての受付時間」が１０時３０分からとしている理由は何ですか。
事務局	子どもが相談しやすい時間帯と庁舎開庁時間、相談員の勤務時間を考慮し、相談開始時刻を後ろ倒ししたためです。
新島委員	相談員も１８時まで常駐するという点でよろしいですか。
事務局	そのとおりです。
新島委員	子どもの権利擁護委員はいつから活動しているのですか。
事務局	子どもの権利擁護委員は２名で、１０月１日から活動しています。相談員は３名で活動しています。
茂木委員	相談・救済等の申立ての具体的な方法はどのようなのですか。
事務局	広報紙に掲載した、面談や電話、手紙のほか、相談・申立て専用フォームなどによります。
茂木委員	広報掲載のもの以外で何かありますか。
事務局	今後、パンフレットや相談用はがきなどを作成する予定です。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
森田委員長	<p>続いて、議題（５）市民意識・実態調査について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（５）（６）が関連するため、まとめて説明したいのですが、よろしいでしょうか。</p>
森田委員長	<p>了承。</p> <p>それでは、議題（５）市民意識・実態調査について、（６）今後のスケジュールについて、説明いたします。</p> <p>&lt;資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料５－１ 北本市子どもの権利に関する行動計画策定に係る意識・実態調査概要</li> <li>・資料５－２ 北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業スケジュール</li> <li>・資料６ 北本市子どもの権利に関する行動計画策定に係る意識・実態調査票案</li> <li>・子ども関係施設・団体等に対するヒアリング調査 実施概要</li> </ul>
吉田委員	<p>資料５－１、小学生は４～６年生で調査対象人数はクリアできるが、中学生は１～２年生では調査対象人数に満たないと思いますが、どうするのですか。</p>
事務局	<p>対象人数を確保できるよう検討します。</p>
吉田委員	<p>小学生向け調査票には、難しい言葉遣いや対象とならない言葉があります。</p>
事務局	<p>表現等について検討します。</p>
西川委員	<p>小中学生用の調査票は保護者が見る前提なのではないでしょうか。保護者のことで困っているなどの問題があった場合、子どもは書きにくい場合があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>表現等について検討します。</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
醍醐委員	調査票（大人用）問5「重要と思うもの」の内容を絞るべきではないでしょうか。
事務局	検討します。
茂木委員	調査票（高校生用）「誰に相談するか」と入れたほうがよいと思います。
事務局	検討します。
山内委員	小中学生は家で回答するというだけでよいですか。
事務局	そのとおりです。家で調査票を記入し、回答は郵送回答のみとします。
山内委員	その理由は何ですか。
事務局	小中学生は、調査票の配布から回答までの方法をできるだけシンプルにするべく、学校配付、郵送回答としました。
西川委員	高校生相当年齢用にある成年年齢の引下げについての設問は、大人や中学生も理解しておくべきと思います。
事務局	成年年齢の引下げについての設問は、高校生相当年齢用以外の調査票にも入れる方向で検討します。
茂木委員	小中学生は、学校で回答することはできないでしょうか。
事務局	学校で回答できないわけではないし、回答してもよいのですが、郵送で回答していただきたいと考えています。
森田委員長	調査票の回収など学校の負担等を考慮しているのですか。
事務局	そのとおりです。
吉田委員	学校で行うとすると、小学生は1時間では足りません。ま

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
	た、学年全員が対象ではない中で、対象クラスの生徒のみを残して学校で教員が張り付いて行うのは難しいと思います。
山田委員	無作為抽出の何割かを、保育所に通う子どもを育てている保護者層に振り分けられないでしょうか。
事務局	検討します。
事務局	その他、一旦持ち帰っていただき、ご意見等があれば、10月中までにご連絡いただきたいと思います。
森田委員長	<p>続いて、議題（7）その他、委員の皆さまからご質問等何かございますか。</p> <p>（特になし）</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
事務局	事務局より事務連絡。
森田委員長	ほかに意見等がなければ、本日の議題については、以上で終わりましたので、議事の進行を事務局に戻します。
事務局	9 閉会
事務局	<p>森田委員長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、長時間にわたりましてありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第1回北本市子どもの権利委員会を閉会いたします。</p>
<p>事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p>	
<p>令和4年12月9日</p> <p>北本市子どもの権利委員会 委員長 森田満理子</p>	